

令和 5 年

総務産経常任委員会会議録

令和 5 年 12 月 12 日

田上町議会

令和5年第7回定例会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年12月12日 午前9時
- 3 出席委員
4番 青野秀幸君 9番 小嶋謙一君
6番 小野澤健一君 12番 椿一春君
7番 藤田直一君 14番 高橋秀昌君
8番 渡邊勝衛君
- 4 委員外出席議員
なし
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 産業振興課長 近藤拓哉
農業委員会事務局長
副町長 鈴木和弘 下水道係長 風間力
総務課長 田中国明 農林係長 長谷川 暁
地域整備課長 宮嶋敏明
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡辺 明
書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
三條新聞社 新潟日報社 議会議員 中野和美 議会議員 森山晴理
議会議員 渡邊菜穂美 議会議員 轡田 禎 議会議員 吉原亜紀子
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 8号 専決処分（令和5年度田上町一般会計補正予算（第5号））の報告について中
第1表 歳入
第1表 歳出の内

6 款 農林水産業費

- 議案第 37 号 田上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 議案第 38 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 39 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 40 号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 41 号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び田上町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 44 号 田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定について
- 議案第 45 号 田上町総合公園 Y O U ・遊ランドの指定管理者の指定について
- 議案第 47 号 令和 5 年度田上町一般会計補正予算（第 6 号）議定について中
第 1 表 歳入
第 1 表 歳出の内
1 款 議会費
2 款 総務費（1 項 1 目、5 項）
6 款 農林水産業費
7 款 商工費
8 款 土木費
第 2 表 債務負担行為
- 議案第 48 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について
- 議案第 52 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について
- 請願第 3 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書」の提出を求める請願について

午前9時00分 開 会

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 皆さん、おはようございます。

では、総務産経常任委員会行いたいと思います。今日は雨、それから国会のほうは大分荒れているようでございますが、田上町議会、整々粛々と進めていきたいというふうに思います。今回は議案も多うございますので、質疑のある方は要点をきっちりまとめた上でご質疑いただきまして、執行側のほうはそれに対して的確に答弁をしていただくというような形で、スムーズに議事のほう進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。座らせていただきます。

では、町長のほう、ご挨拶をひとついただきますけれども。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

今ほど委員長のほうからお話がありましたように、国会は大荒れであります。それと同時に、大谷フィーバーがすごいことになっているなと感じています。10年間とはいえ1,015億円ですか、その額を聞いて、全然どんなのか全く想像がつかせんけれども、町の予算が48億円から50億円。50億円とすると、10年間とはいえその20倍の契約金額ですから、いや、10年間で町予算の10倍も稼ぐとは、ただただ驚くばかりですが、そういうことを聞くと議員の皆さんからいろいろ言われている給食費の要望、2,600万円とか、4,000万円とか、何かちっぽけに見えて、何となくむなししい気持ちにもなります。それは冗談としておきまして、今日は総務産経常任委員会、付託された案件11件でございます。多うございますが、どうかひとつご審議をいただいて、承認、ご決定をいただけますようよろしくお願い申し上げて挨拶いたします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

傍聴のほうですけれども、新潟日報社、それから三條新聞社、それから議員のほうでは轡田議員、吉原議員、渡邊議員、中野議員、森山議員、以上の皆さんから申出がございましたので、許可をいたします。

では、始めます。本委員会に付託されました案件は、総務産経常任委員会付託議案のとおりとなっております。

時間の関係がありますので、これより審査に入ります。

承認第8号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） おはようございます。それでは、承認第8号 専決処分の報告についてお願いいたします。

議案書4ページからになります。これにつきましては、令和5年10月17日に急を要するということで専決処分をさせていただいた内容になってございます。その内容につきましては、10月17日の全員協議会のご説明を申し上げました農業支援と、それから田上小学校の給食棟の雨漏りに対する補正という内容になってございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書6ページお願いいたします。令和5年度田上町一般会計補正予算（第5号）でございまして、歳入歳出それぞれ2,920万円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ51億5,667万9,000円といたすものでございます。

それでは、議案書11ページをお願いしたいと思います。今回の2,920万円の補正の財源といたしまして、まず1つは11款1項1目地方交付税218万4,000円、それから20款1項1目繰越金2,701万6,000円を財源として充当するという内容のものでございます。

その上で、まず地方交付税の関係であります。今回交付決定を受けました額としましては20億4,641万7,000円の交付決定を受けているところでございます。これにつきましては、基準財政需要額が32億1,979万9,000円、基準財政収入額が11億7,338万2,000円で、その差引きで20億4,641万7,000円の交付税措置がなされるということですが、一旦国のほうで調整率ということで割り落としをしてございます。その金額が145万2,000円ほどありますので、それを差し引いた20億4,496万5,000円が今のところ決定をされているという内容になってございまして、当初予算よりもかなり増えた要因でありますけれども、基準財政需要額の関係で申し上げますと社会福祉費の密度補正の増ということで、公立保育園の園児の数が増えたということによりまして増えた部分と、それからそこに掛ける単位費用が増えたということがまず1つ。それから、高齢者福祉費の単位費用が増加しているという部分、それから新たに地域デジタル社会推進費、マイナンバーカードの保有枚数に係る補正係数の新規追加などによりまして、田上町ではそれだけの交付税が受けられるという内容となっております。

あと、大きなところでいいますと、臨時財政対策債の発行可能額が2,088万9,000円となりまして、今までから見るとかなり低減をされてきておりまして、その分交付税のほうに跳ね返ってきているというような状況で増えているという状況でござい

ますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、20款の繰越金につきましては、今回この補正財源として活用させていただきました。残額ゼロというような状況になりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明のほう代わらせていただきます。

産業振興課長（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課、近藤のほうからご説明いたします。

それでは、議案書のほう12ページのほう御覧ください。12ページ、歳出のほうになりますけれども、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費です。こちらのほう補正額2,620万円の補正を専決にてお願いしたところでございます。説明欄のほう御覧ください。先ほど総務課長のほうからも説明がございましたけれども、今回農業の部分、異常気象に伴う米質の低下に伴う収入減等に対する支援ということで、今回1反当たり5,000円の支援ということで、10月17日付けで専決をお認めいただいた内容になります。

内訳の中で、2,620万円の中で職員の手当等、事務費も含めますが、7万3,000円。それ以外に補助金ということで、補助金及び交付金として2,612万7,000円となります。こちらのほうなのですけれども、最終的には11月24日、155名の方になりますけれども、交付のほうを振込のほう終わっております。金額といたしましては、2,458万9,140円の振込をもちまして、最終振込とさせていただきました。今回議員の皆様からご意見、ご指摘いただいて、早めにとということで、おおむね1か月間で振込のほうを終えてございます。また、振込、あるいは終えてからですけれども、農家の方からはいち早く県内の中でも実施をしてもらった、あるいは今回この金額を得ることによって、農業に対しての町の気持ちが非常にありがたいというような、そういったような言葉のほうをいただいております。

私のほうからは以上になります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 歳入のところで地方交付税が額が決定したということで、当初予算と比較してちょうど1億円ほど増額になったということで、その要因についても説明ありましたが、恐らくもう既に来年度の予算編成の中で地方交付税の想定をし

ているのではないかと思うのですが、この点ではいかがなのでしょう。

総務課長（田中國明君） 詳細な数字まではまだ、これから国のほうで来年の地方財政計画に基づいた来年の資料が出てきますので、12月の大体クリスマス頃、私どものほうで言うと国からのクリスマスプレゼントというような言い方をしておりますが、それが出てから正式に算定をするところでありますが、今ほどのご質疑で言えば、国のほうは骨太の方針等では前年度の地方財政計画を下回らないというような方針を出しておりますので、それなりの交付税がいただけるのではないかとということでは想定をしております。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

では、なければ私のほうから。先ほど産業振興課のほうから説明ありました米に対する補助金で、155名支給をされて、2,450万何がしの振り込みが完了したと。期間も、これやるときにいち早く農家の皆さんにやるということで、私はプッシュ型を提案をしたのだけれども、早く支給が終えられた理由というのは何か、プッシュ方等に関連する何か秘策ではないけれども、工夫があったのかないのか、それを聞かせていただきたいし。今後そういったものを一つの参考にして、速やかに支給するときのマニュアル化というか、そういうのをしてもらいたいと思うのですけれども、これについていかがでございますか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 秘策というわけではないのですけれども、今回一番早くなった要因といたしましては、該当となると思われる方に直接郵送のほうをさせていただいて、申請書のほうもできる限り簡略化させていただいて、こちらのほうにお戻しいただいて、すぐに振込ができたという、そこが多分一番大きく変わった部分だと思います。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

最近郵便の事情が非常に昔と違って悪いですよね。見附のほうに1回集まってからまたやるということで、3日、4日ぐらいかかるということで、こういった郵便の発送なんかはどうなのだろう。想定に入れながら、例えば土日に入らないとか、そういう配慮があったのかないのか、その辺どんななのでしょう。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課の長谷川です。よろしくお願ひいたします。

ただいま郵送の事情ということでありまして、以前であれば1日、2日で届くというのが今3日、4日かかるというのは承知をしております。その部分を含めた中で発送の準備をしておりました。ただし、農業者の方へ郵送した次の日に農家組合

長へ回覧を回したのですが、農家組合長の回覧が先に回った関係で、郵便いつ来るのだろうという問合せが何件かございましたが、その辺については比較的スムーズに終わったと考えております。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

産業振興課長（近藤拓哉君） 申し訳ございません。1件、すみません。本日資料ということで幾つかお配りした中で、関連する部分が1点資料ございましたので、ご説明のほう加えさせていただきます。

資料ナンバー1ということで、今回町のほうは今ほど反5,000円ということで、県内でも早くに支援のほう設けたところなのですけれども、今新潟県のほうはではどういった状況なのかということで、資料ナンバー1ということでつけさせていただきました。こちら11月の一番最後の日なのですけれども、29日ですけれども、知事の記者会見の際に配付があった、リリースされた資料になります。表、裏になっておりますけれども、今回の補正の概要ということで、裏面のほうに農業関係の部分がこちらまとめて記載がございます。

主な内容ですが、項目といたしましては2項目、持続可能な農業経営に向けた支援、またその下にこの夏の高温、渇水の影響緩和に向けた支援ということで、それぞれ計上がございます。この詳細の部分、今ちょうど県議会のほうでも審議のほうしているところです。内容のほうはここには出ていないのですけれども、私たちのほうで聞いている限りの情報ですと、例えば各自治体が行っているような反何千円といったような支援ではなくて、次の作付に向けての例えばコシヒカリからのほかの品種への転換等に関わる支援、あるいは農林県単と我々呼んでいるのですけれども、県の補助事業の部分の拡充といった部分になりますので、どちらかということ今年の減収、収入、あるいは収量の減少に対する支援ではなくて、次の作付に向けての機械等の導入の支援、それらに対するものが主なものだというふうに県のほうでは今のところ発表がございます。すみませんでした。先に説明することでしたが、大変申し訳ございませんでした。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

では、今の件で質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） 県の支援の中で、裏面のところにありますが、田上町のように減収に対する若干でも補填をするという、その考え方が全く感じる事ができないのです。ただし、2段目の今夏の高温、渇水の影響緩和に向けた支援の中で、丸2つ目の再生産に必要な種苗、肥料、菌床、ほだ木等の購入経費の支援となっているが、

これらは一定の農家の経費を補助するという考え方に立つのだろうと思うのですが、この詳細についてはどうなっているか明らかにしてください。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） どうですか。分かりますか。分からないのであれば。今答えられる。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今現在、すみません。情報が、そこまで細かい部分が私の手元にないもので、今県議会のほうでもこの後さらに追加で補正をするというふうな情報もございますので、その結果が分かり次第提供のほういたしますので、申し訳ありませんが、説明のほうはこの場ではできないので、申し訳ございません。

14番（高橋秀昌君） では、その結果が分かり次第、新聞報道されるかもしれませんが、町としてもキャッチして、議員にも配付できるようにしてもらいたいということが第1点。

2つ目は、田上町が額は極めて少ないのだけれども、10アール当たり5,000円。しかも、水田面積全体ではなくて、主食米を生産する面積、つまり減反面積を除くという制限はあるものの、2,600万円を出して支援をしたということです。これがきっかけになってほかの市町村、県央の中でもこれが広がっているという事実を非常に重視する必要があると思うのです。どう重視するかということは、町としても県に対してこうした支援をしてくれと。今新潟県の農業は、もう崩壊寸前の状態ですから、先ほど課長が発言したように、たとえ全面積の6割程度の10アール当たり5,000円でも農家から歓迎されるという、こういう本当に率直に言えば厳しい状況があるわけですから、私は県に対して生産を支えるという視点でもっと強く提起する必要があると思うのです。例えばここの県の中でいうと、今の計画を見ると転作作物への分散だとか、否定はしませんけれども、今一番農家の人困っているのは収入が減っていると、実質実入りが減っていると、ここがみんな困っているわけで、それを田上町が一つの見本として提起したこと、もっと堂々と県に求めていくことが必要だと思うのですが、この点では町長の姿勢を伺っておきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 今高橋委員からおっしゃられた、県下の中ではそれこそいち早く農業支援をさせていただいた。これは、当然議員の皆さん方のご協力、ご指南があって実現できた話であります。当然そういう形の中で他の市町村がそれを今見習ったといいますか、そういう形での動きになっていったというのは事実かと思えます。そういう意味では高橋委員おっしゃられるように、その辺のところは確かに町村会、また県のほうにと、そういったこともまた大事かなというふうに思っております。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ないようですので、承認第8号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第37号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） おはようございます。地域整備課のほうから下水道事業の設置等に関する条例の制定についてということで、説明のほうさせていただきま
す。よろしくお願ひします。

それでは、議案書のほう14ページのほう御覧いただきたいと思います。議案第37号
下水道事業の設置等に関する条例の制定であります。こちらにつきましては、地方
公営企業法を適用していない人口3万人未満の市町村においても、令和6年4月1
日から地方公営企業法を適用するよう通知がありました。つきましては、移行する
に当たり、地方公営企業法第4条により、地方公共団体は地方公営企業の設置及び
その経営の基本に関する事項について条例で定めなければならないことから、今般
下水道事業の設置等に関する条例の制定をお願いするものであります。この内容に
つきましては、先般11月16日の全員協議会において、公営企業会計移行に伴う設置
等に関する条例の制定についてお話のほうさせていただいたところでございます。

議案書のほうですが、15ページのほう御覧ください。田上町下水道事業の設置等
に関する条例であります。今回の条例制定に伴う内容につきましては、田上町水
道事業の設置等に関する条例と内容的には同様の考えとなっております。水道事
業の設置等に関する条例と地方公営企業の設置等に関する条例の準則を基に、今回
条例のほうを提案させていただいたところであります。

議案書の田上町下水道事業の設置等に関する条例のとおり、第1条の下水道事業
の設置から16ページの第7条の業務状況説明書類の作成といった条例内容となっ
てございます。

なお、附則にありますとおり、この条例の施行期日については令和6年4月1日
からの施行となりますし、また移行に当たり、下水道事業と集落排水事業につい
ては財務に関する規定のみを適用する財務適用、一般適用となります。それで、現在
特別会計条例に設置されておりますが、新たにこの条例の制定と併せまして、この
部分について附則の第2項にありますとおり、本則中第1号及び第2号を削り、第
3号を第1号とし、第4号を第2号とし、下水道事業と集落排水事業を削る田上町
特別会計条例の一部を改正するといった内容となっております。

以上で下水道事業の設置等に関する条例の制定について、説明につきましては以

上となります。よろしく申し上げます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私のほうから幾つか質疑を行います。

まず、第1点は企業会計にするということで、全協でも確認を、議論したのですが、その際に公共下水道と集落排水下水道を別々に経理をすべきだという主張をしたのですが、この点ではこの条例上では（1）と（2）で見込むとなっているのですが、これを一体としないで別々に経理をするという捉え方でよろしいでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） そのとおり別々で経理をした中で、1本で予算のほう会計、経理していくということになります。お願いします。

14番（高橋秀昌君） そうすると、決算、あるいは予算のときでは公共下水道部門の経理の問題と、特に決算になるのですが、公共下水道事業における経理と、それから農業集落排水における経理という点で分けられて我々が審議をすることができるというふうに受け止めてよろしいですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 下水道事業設置ということで、予算、決算上は1つでなるのですが、その内訳として積み上げたものが下水道事業という形で1本になる形になりますので、お願いします。

14番（高橋秀昌君） いいのです。下水道事業、ごめんなさい。特別会計だったっけ。下水道事業としての国が示したのでいいのだが、議論する中身のところでは公共下水道と集排下水道をしっかりと分けて記載しているのかということなの。なぜそうすべきかを主張したのは、全協でも訴えましたけれども、農林省予算の絡みと国交省だったっけ。国交省予算の絡みがあるわけなので、別々に置くということが実際上ふさわしいのではないかと。国は公営企業化しろということで、町はやらざるをなくてやるわけだけれども、そういう分け方をちゃんとしておくべきだと主張したのですが、それについては安心して、そのとおりと受け止めてよろしいですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 下水道事業の予算書、決算書関係は1つになるのですが、その内訳として特環の関係、それから下水道事業の雨水の関係とか、集落排水事業とかという部分がありますので、その点については今いろいろ模索しているところなのですが、参考資料というか、内訳として出していかなければならないなというふうに思っております。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 今高橋委員が言う、本来であれば公共下水道と集落排水別々にバランスシートができて、損益計算書ができれば一番いいのだろうけれども、そういうのではなくて、あくまでもこの2つを一緒にしたバランスシートと、それから損益計算書ができて、損益計算書の中に今言ったように公共下水道と集落排水についておのおの別個にコメント付すなり何とかという、そういう形なのでしょう。そうだよ。ということですがけれども。

14番（高橋秀昌君） 今の委員長が言わないと、私全く分からなかったですけども、いずれにしてもそういう損益計算書は別々に議論できますよという受け止め方でいいですね。

2つ目に伺いたいのは、私が一番ここで懸念するのは、水道事業のように一般会計を繰り入れることができないことをすごく懸念していたのですが、今回は国によって財務だけだと、一部適用ということでやむを得ないと思ったのですが、大事な点は条例上もしっかりとそのことを明記する必要があるのではないかというふうに思った。なぜかという、国というのは一旦は導入させるけれども、後で法律変えてしまうのです。そうすると、それに従わなければいけないという問題が起こる。今確かに田上でそんなことやったらえらいことになるわけですが、しかし将来のことも考えたときに、田上町の独立した条例でそこをきちんと押さえておくと。だから、国の法律が仮に変わっても、それに従わなければならないのですけれども、条例はそのときに議会の中で判断しなければならないという、条例変えてもやらなければならないという仕組みをつくるのが私は自治体の独立性からすれば当然のことだと思っているので、これがこの条例案の中に載っていないように思うのだが、いかがですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） この条例案のところにはその部分については載っておりません。地方公営企業法を基に、今回一部適用ということで、財務会計のみを移行するというところで提案させていただいているところであります。国のほうの先行きの見通しというか、考えていることは今の現段階では分からない部分もございますが、下水道事業については、私思うにはとにかく一般会計からのある程度の繰入れ等がなければやっていけないというような状況に私自身受け止めておりますので、よろしくをお願いします。

14番（高橋秀昌君） 課長が一生懸命そう思うことは私も認めている。でも、我々はずっと議員でないし、ずっと課長ではないのです。

そこで伺いたいのですが、法律、地方公営企業法の第2条のところ、ずっと下

段のところに行きます。「下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する」と書いてあります。これは、あくまでも財務規定を適用するということになっているのだが、この法第2条第2項の規定というのはどういうことなのか。説明してください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 地方公営企業法の第3条から第6条まで、それから第17条から第35条まで、それから第40条から第41条並びに附則第2項及び第3項の規定の部分、この部分について一部適用、財務のみということになります。よろしくお願いします。

14番（高橋秀昌君） 課長、私の今までの質疑の延長で答えてもらいたいのは、つまりここに財務規定を適用すると書いてあるわけだろう。ごめんなさい。条例の第2条の2行目の一番けつから、「下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する」と書いてあるだろう。これをもって大丈夫ですよと、国は会計というか、財務規定の一部適用なのだから、一般会計から入れていかなければ駄目なわけだし、このことをもって一般会計から入れるという条項なのですよという説明をするのかなと思っていたのだけれども、違うの。そういうことではないよね。一部適用というのはどこかに条例入れなければ駄目でしょう。一部適用というのを条例に具体的に入れなければ、一般会計から投入する根拠がなくなるわけだ。そこを明確にしてほしいということなのです。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ちょっと保留する、これ。今答えられないだろう。答えられる。要は高橋委員が言っているのは、今言ったように一般会計から繰入れが可能かどうかというものがこの財務規定の中でうたわれているかどうかというのが一番大事なわけ。それがうたわれているということであればそれはそれでいいのだけれども、そこに書いていないよということであれば、高橋委員が言うように条例の制定化が必要になるのではないかと、こう言っているわけです。課長、暫時休憩取るけれども、時間かかる。すぐ答えられる。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 下水道係長のほうからお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 今係長から。

下水道係長（風間 力君） 地域整備課の風間です。よろしくお願いいたします。

今ほどの質疑についてなのですが、今回私ども設置条例に関する部分で第2条の法の財務規定等の適用という部分の後半にあるのですが、私ども設置条例の内容と

して今回一部適用を行うということで、財務適用だけを適用するということで、ここに書いてある部分がまさに一部だから、財務だけを適用するということで、全適用ということではなくて、財務適用だけを適用するというのが今回私ども一部適用ということで入れさせていただいております。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ちょっと待って。では、高橋委員の質疑に対して答えるには、一部適用はいい。一部適用するのだけれども、今まで一般会計から繰入れをしたものについては、今回あくまでも一部規定でやるのだけれども、違うところで一般会計からの繰入れがあるから、それは従来と変わらないのだよという理論なのだろう。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） であればそう言えばいいのだ。

下水道係長（風間 力君） 今ほどの質疑の関係であります。まず以前から公会計移行した場合の繰入れの部分についてのご指摘ということで、繰入れの基準を要綱等で整備したほうがいいのではないかということの議論も過去にもありました。私どももそういった要綱等を設置している自治体があるかどうかということも確認したのですが、そもそも移行することについて、繰入れをするという前提で移行することではなくて、基本的には下水道事業についてはなかなか黒字事業ではなく、赤字事業ということを踏まえて、当然適用ではなくて、任意適用ということでもありまして、附則の部分については今まで従来どおり繰入れは可能であるということ。を財政とも話をさせていただいておりますので、あえてそこは附則の部分があるから、そういった場合繰り入れてもらいたいという要綱をつくるのはいかがなものかということで私どもはそこまでやらずにいます。ただ、今ほど言われたように今後国の方針が変わるといようなことであれば、私どももそういった部分については考えていけないといけないのですが、他市町村等も踏まえて、繰入れありきの移行ということではありませぬので、その部分についてはご理解いただきたいと思えます。

あと、先ほど言った地方公営企業法の2条の2項の部分についての繰入れの関係の内容についての規定等はありませんので、そういった部分でご指摘あったかと思うのですが、それを踏まえた中で私どもとしては繰入れありきの要綱ということではなくて、今までどおりの運営をして、必要な部分については随時協議をさせていただいて、繰入れをさせていただくという考えでありますので、お願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 早い話が国の準則のまま書いたよということだろう。だから、全

協のときにあれほど議論したのです。こういう正式な委員会になれば、当然高橋の指摘が議論になるというのあなた知っているはずなのだ。私いきなり今日言っているのではないのだ。結局下水道事業、法第2条2項に規定する財務規定を適用するというのは、公営企業法の財務規定を適用することしか書いていないわけでしょう。それで、附則に入れるのはいかがなものかと言っているのだ。何がいかげなものなの。田上町の条例というのは、国でも県でも侵すことができないのだ。だから、自主的なものであり、独立性があるから、条例なのでしょう。国だって町の条例を無視してあしろうしろとは言えないのです。それだけの独立性を持っているのが条例なのです。だからこそ私が心配をして、財務規定の一部、その部分だけ、財務労務、形式だけの問題なのですという課長の答弁を信頼して今日まで来たわけではないですか。ところが、この条例には何も入っていないだろう。それを入れるのはいかがなものかというのはどういうことなのだ。つまり国が出した準則のままいきますと言っているだけではないか。では、何のために全協で議論したのだ。議論したことが反映されていないなら全協要らないということか。もしくは全協での議論を無視したことになるでしょう、そちらは。そういうことになりませんか。教えてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 大変申し訳ありませんが、今回条例のほう、設置等に関する条例の制定をさせていただくわけですが、先月の全員協議会についてはこれまでの経緯ですとか、概要についてお話しさせていただいたところではございます。今委員が言われるとおり既に先行している水道事業会計ですとか、地方公営企業法の準則に基づいて今回設置等に関する条例のほうを提案させていただいているところであります。

それで、2条のところでは財務規定等を適用するという部分でございしますが、ここは一部適用のみという部分で解釈していただいた中で、地方公営企業法の中では繰入れの関係ですとか、そういった部分は従来どおり一般会計のほうから行ってもいいですよという話になっておりますので、このような条例のほうを制定させていただいたところでございます。

14番（高橋秀昌君） 繰り返しますが、課長、あなた方はあれだけの全協での議論があったにもかかわらず、準則をそのまま入れていったわけ。これは、私経験あるのです。かつて旧役場校舎の頃、高野町長の時代、下水道条例を制定したのです。私は新人議員でした。役場の職員ってすごいと。1条から何条までもうびっしりと書いてあるのだ。驚いたのだ、あまりもう。役場の職員ってこんなに能力があるのかと

思った。ところが、よく1条ずつ読んでいくと雨水柵と書いてある。雨水柵というのは、雨水を下水道に入れる場合にのみ使う言葉なのです。それで、おかしいなと思って委員会で議論したら、どこかのをそのまま載せただけなの。ということが分かったのです。そこで、私は役場の職員がものすごい能力があるというのは、これはそうではないなと思ったのです。何が言いたいかというと、準則をそのまま入れるというのは極めて危険性があるということです。分かりますか。準則というのは国に不都合なことは一切書いていないのです。特に今回の重要な点は、今国はそう言っているからいいのだと。それは、もうそれでやるしかないのです。でも、田上町の条例というのは、繰り返しますが、独自のものなのだから、それを1項目入れるだけでいいのです。全くそのことで国が文句言うわけない。それが田上町が会計上、一般会計を入れることができる最低限の保障になるのです。だって、この条例だけ見たって一般会計入れてもいいという条例1つもないでしょう、準則だから。国の方針がころっと変われば、もうこのまま条例を変えないでやらざるを得ないでしょう。つまり条例というのは、ある意味では国のやり方に対する防波堤にもなり得るし、町独自の住民を守っていく力にもなっていくというのが条例制定です。このことを課長、私の言ったことを正面から受け止めてもらいたいのです。私は、これ反対しません。反対しないというのは、既に全協で繰り返し財務会計の一部だけが活用されて、これまでどおり一般会計から入れることができるのですということとを再三表明しているから、私はこの条例案には反対ませんが、条例制定をつくる時というのは必ずそういう視点を考えるということが必要です。そうしてこそ田上町独自の条例が制定されるのだということを肝に銘じていただきたい。今回これが恐らく満場一致で通ったとしても、ぜひとも私が提起することについては年度途中などで改定することは可能ですので、そういう点もぜひ課内で十分検討し、町長、副町長、あるいは総務課長にも提起をして、この条例制定について前向きな方向で検討していただきたいということを求めたいのですが、いかがでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君）　これから令和6年度予算等も編成もするわけですが、既に令和6年度についてはこの条例制定後において予算要求という形になって、一般会計からの繰入れ等もございます。それで、今議会においてこの設置等に関する条例の制定についてはよろしくお願ひしたいところではありますが、委員が言われたとおり今後その部分、町長、副町長と相談しながら、検討してはいきたいと思っておりますが、状況を見ながらということで判断させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

9 番（小嶋謙一君） 続いて、私第3条についてやります。第3条、要するに公営企業会計になりますから、常に企業で経済性を発揮するとともに、また公共の福祉を増進させるとあります。これは、見方を変えれば要は非常に難しいといたしますか、相反するといたしますか、お互いに、方や経済性を発揮しながらの、方や福祉を増進するというところで、なかなか難しい面を持っているのですけれども、仮にこういうことになった場合現時点で、今執行のほうではこの点に関して何かしら、今後こういうふうにするとか、考えお持ちでしょうか。お持ちだったらお聞かせください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 経営の基本の部分でございしますが、常に企業の経済性という部分をというところでございしますが、この部分につきましては公営企業法移行に伴って、今以上に経営の部分をより細かく見て、運営していくというようなことで捉えております。

9 番（小嶋謙一君） 経営のところを細かく捉えていくという。これまでも実際町の場合を考えれば、下水道についてはこれまで以上に経営の面から見たバランスができるような要件もないし、その辺なかなか本当の維持だけでもって通ってしまうのかなと私は気はしているのですけれども、今の状態で私は精いっぱいだと思うのだけれども、細かいところって何かあるのでしょうか。細かいところまで見ていくと言われましたけれども。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 今言った細かいところがあるかないか。今まで細かいのではないかと言うから、それ以上に何か細かいことがありますかという、そういうあれです。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今までと変わらないと言えばそれまでかもしれませんが、より経営に関して経費節減ですとか、そういった部分に努めていきたいということでございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 今、小嶋委員が言ったのは、私もそう思うのだけれども、経済性という利益主義というのがあるから、片一方で利益を上げながら福利厚生ができるかという、その矛盾を抱えるのではないかというのがあると思うのだ。したがって、経済性の中で効率化とか、実効性とか、そういうのを担保しながらやるというのではなくて、どうもこれ見るとまず利益を上げなさい、当たり前。私は、これ見たときに、赤字になるなという意味の条項かなというふうに思ったのです。ところが、赤字が悪いとかいいのではなくて、黒字化すれば当然公共の福祉、ここの兼ね合いの中で、下水道料金を値上げをすれば絶対黒字になるのだから。けれども、そうすれば公共の福祉というものには反するわけだから、その辺

のマネジメントが大事なのではないのかというのが多分小嶋委員が言われたことなので、細かいこと云々あると思うのだけれども、それを心して運営のほうしてしてもらいたいなというふうに思いますので。

ほかございませんでしょうか。

なければ、議案第37号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第38号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、議案書17ページをお願いしたいと思います。議案第38号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。この内容につきましては、国の給与改定に準じまして、特別職の議員の皆様方の期末手当の支給月数を0.1か月引き上げさせていただいて、年間支給月数を3.4か月とするものでございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、改正の18ページ見ていただきたいと思いますが、本件は2段ロケット方式になってございまして、まず第1条で100分の165を100分の175に改めるということで、これについては令和5年12月支給の期末手当の率を出しているものでございます。

それから、第2条ということで、100分の175を100分の170に改めるということで、1回100分の175に上げていますから、それを今度令和6年度、ここは支給する分になります。0.05ずつ、半分ずつそこは分けて均等にならずという改正で、この2つの改正がありますので、よろしく願いをいたします。

なお、皆様のお手元のほうに参考資料ということで、右肩に議案第38号から40号参考資料ということでお手元にあるかと思いますが、その裏面を見ていただきますと今回の議案第38号の影響額といたしましては34万2,000円ということでございます。そうしますと、議員の皆様方1人当たり約2万5,000円弱の差額が今年度支給されるという見込みでありますので、議決されればになりますが、よろしく願いしたいと思います。

説明のほうは以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんでしょうか。

なければ、議案第38号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第39号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、議案書19ページをお願いいたします。議案第39号特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。これにつきましては、今ほど議案第38号でご説明を申し上げました議会議員の期末手当と同様に、特別職ということで、町長、副町長、それから教育長の期末手当をそれぞれ令和5年度分では0.1か月、令和6年度分では0.05か月分と6月と12月に分ける改正になってございますので、よろしくをお願いいたします。

ここについての影響額につきましては、先ほどの資料の議員様方の1つ上になりますが、三役で23万2,000円という影響額になってございますので、よろしくをお願いいたします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第38号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第40号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、引き続きまして議案書21ページを御覧いただきたいと思えます。議案第40号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。この内容につきましては、人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の初任給をはじめ、若年層に重点を置いた上で、全年齢層の給料月額を上げることが1点と。それから勤勉手当の支給月数を0.1か月引き上げさせていただいて、期末、勤勉手当の合計支給月数を年間4.5か月とする内容の改正でございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、まず22ページになりますが、第1条のところ、19条第2項第1号中100分の97.5を100分の107.5に改めると。ここが一般職の分になりまして、ここが0.1か月引き上げる令和5年度分の改正になります。そこからその下、同項第2号中100分の47.5を100分の52.5に改める。ここは0.05上がるのですが、ここについては暫定再任用職員の分を指しておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、それ以降給料表が、田上町1級から6級までありますが、そのような形で最大で1万2,000円でしょうか、若年層のところでは引き上がり、年齢の高いほうの層に行ったときでも1,100円程度引き上がっているというのが今回の改正の

内容でございます。

それで、議案書25ページを見ていただきたいと思います。ここで今度第2条ということで、先ほどの議員のところ、それから特別職のところと同じように、ここは令和6年度に今度支給を受ける率をここでまた改正をしているというものでございまして、これについては先ほど来申し上げておりますとおり0.05か月分ここで均等に割っているという内容でございます。それが今回の改正の部分でございます。

それで、先ほどの資料に戻りまして、こちらの参考資料です。参考資料の今度表面のほう見ていただきますと、真ん中から下のほうになりますが、議案第40号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正ということで、今回の一般職のこの部分での影響額、総額については1,142万4,000円増額になるということでございますので、よろしく願いをいたします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第40号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第41号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、議案書26ページをお願いをいたします。議案第41号 田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び田上町職員の育児休業に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正の内容につきましては、地方自治法の一部改正を受けまして、令和6年度から会計年度任用職員についても国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給が可能となりました。田上町におきましても会計年度任用職員に対しまして、勤勉手当を支給できる旨の条文を新たに1つは追加する条例の改正が1つ。

それからもう一点、今まで育児休業等に関する条例の中に勤勉手当は支給しないという規定がありましたので、その条項を削除するという、この2つの条例の中でそれらの改正がありますので、お願いしたいと思います。

それでは、ここは参考資料のほうを見ていただければと思いますので、資料ナンバー12を見ていただきたいと思います。

（何事か声あり）

総務課長（田中國明君） はい。資料ナンバー12です。新旧対照表です。まず、ここで田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と

ということで、まず旧のほうを見ていただきたいと思うのですが、第2条のところでは報酬及び期末手当しか、旧のほうは記載がありませんが、そこに新たに、新のほうを見ていただきますと期末手当及び勤勉手当ということで、ここに一言勤勉手当というものが入るということでございます。

それからその下、資料ナンバー12の一番下のところですが、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当ということで、これは旧のほうではなかったものを、ここで勤勉手当を支給できる内容を追加するという内容です。ここに第12条で1項挟まりましたので、1項条がずれていくという改正等でございますが、資料ナンバー15を見ていただきたいと思いますが、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当もここでまた新たに付け加える形で追加をするという内容でございます。それがここでまた挟まりますので、以下条が送られるというふうなことで、条項の改正がなされているというのが田上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容になります。

それから、田上町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、資料ナンバー17を見ていただきたいと思いますが、まず旧のほうを見ていただきますと第7条2項のところの括弧書きでアンダーラインが引いてあるところですが、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く)」というものが、これは会計年度任用職員のことを指してございまして、この職員には勤勉手当を出さないというふうなことでの規定が置かれておったのですが、新のほうを見ていただきまして、今回会計年度任用職員にも勤勉手当を令和6年4月から支給することから、その条項を削除をするという内容の改正になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この会計年度任用職員に伴います影響額といたしましては、先ほどの議案第38号から40号参考資料の一番下になりますが、431万6,000円の増額が必要になってくるということになりますので、よろしくお願ひをいたします。

すみません。失礼しました。今私が説明したのは人勧の内容でした。会計年度任用職員分については、ここに資料はありませんが、先般議会の全員協議会の中でも説明をさせていただきましたが、支給月数としては1.99月ということで、影響額としましては860万円の勤勉対象に支給するのに必要になってくるということになりますので、よろしくお願ひをいたします。大変失礼しました。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案について質疑に入ります。

ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第41号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第44号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

産業振興課長（近藤拓哉君） 引き続きまして議案第44号、ページのほうは38ページのほう御覧ください。38ページ、田上町文化財椿寿荘の指定管理者の指定についてでございます。こちらのほうなのですけれども、今回令和6年の3月31日をもって、今現在指定管理をしております契約期間が終わることから、新たに今現在も指定管理をお願いしている椿寿荘売店組合のほうから引き続き指定管理をお願いしたいということで考えてございます。

内容につきましては、こちら議案書記載のとおりでございますけれども、まず1番、施設の名称ですが、田上町文化財椿寿荘になりますし、2番目、指定管理者となる団体ですけれども、団体名、椿寿荘の売店組合、そして一番下になりますけれども、3番、指定の期間になりますが、令和6年の4月1日から令和11年の3月31日までということで、引き続き今度また新たに5年間ということで、こちらのほうを指定管理のほうをお願いしたいということで、今回議決のほうをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第44号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第45号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、引き続きましてページのほう1枚おはぐりいただきまして、39ページのほう御覧ください。議案第45号 田上町総合公園YOU・遊ランドの指定管理者の指定についてです。こちらにつきましても先ほどの椿寿荘と同じ期間になるのですけれども、令和6年3月31日をもって期間のほう満了いたします。今後5年間の指定管理者の指定ということで、引き続き現在もお願いしている指定管理者のほうを指定管理者とする団体ということでしていきたいということで考えてございます。

また同じように読み上げますけれども、まず施設の名称ですが、田上町総合公園 YOU・遊ランド、2番目、指定管理者となる団体ですけれども、環境をサポートする株式会社きらめき、指定の期間ですけれども、令和6年の4月1日から令和11年の3月31日までということで、先ほどの椿寿荘と同じく今後5年間の指定管理をしていくものでございます。議決のほうお願いしたいということで、今回上程してございます。

以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第45号に対する質疑は終了いたします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休憩

午前10時25分 再開

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第47号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（田中國明君） それでは、議案書41ページをお願いをいたします。議案第47号令和5年度田上町一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出それぞれ2,723万9,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ51億8,391万8,000円といたす内容でございます。

それでは、議案書45ページをお願いしたいと思いますのですが、まず第2表ということで債務負担行為、LGWAN接続ルーターのリース料ということで、令和5年から令和6年まで、限度額5万6,000円になりますが、新たにこれを追加させていただきたいものですので、よろしくをお願いをいたします。

それでは、議案書48ページをお願いをいたします。歳入の関係になります。11款1項1目地方交付税であります。今回2,056万2,000円を財源調整として増額をお願いする内容でございます。この交付税の増額となりましたものは、先ほど専決処分のところでお話しさせていただいた内容となっております。

それから、15款1項1目民生費国庫負担金の関係であります。25万9,000円の

増額をお願いするものでございまして、これにつきましては国民健康保険のほうで交付決定によりまして、保険税の増により、それら増額するものでございます。

それから、15款2項1目総務費国庫補助金の関係であります。92万9,000円。これにつきましては、社会保障・番号制度システム整備補助金ということで、内容につきましては氏名の振り仮名法制化対応による住民基本台帳システム改修業務に充てる補助金ということで、国から100%補助いただくものでございます。

それから、2目民生費国庫補助金4万8,000円ですが、これにつきましては障がい者自立支援等諸費ということで、令和5年度障がい者福祉サービス等報酬の改定に関わりますシステム改修補助金ということで、これにつきましては2分の1補助という内容となっております。

3目衛生費国庫補助金ですが、65万3,000円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては母子保健衛生費補助金ということで、内容は3歳児健診で視力検査に使用しますスポットビジョンスクリーナー、これ屈折検査機ですが、これに係る補助金ということで、これは国2分の1補助でございます。財政計画のときには令和6年度で予定をしておったのですが、導入がどんどん進んできまして、県の補助金が打ち切られるかもしれないというような状況がありますので、今回補正で対応させていただきたいと。有利な財源があるうちに購入をしたいということでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、49ページのほうお願いいたします。16款1項1目民生費負担金の関係ですが、今回38万円の減額をお願いするものでございます。これにつきましては、説明欄のほう、保険基盤安定、国庫の関係ですが、当初見込みよりも軽減対象被保険者数及び世帯数が減少したということでありまして、ここはマイナスという状況でございます。

それから、民生委員推薦会負担金5,000円ですが、これにつきましては昨年の12月1日から新たな民生委員の任期が始まっておりますが、1名どうしても一身上の都合により、退任をさせていただきたいという方がいらっしゃるということで、その関係で民生委員推薦会を開催しなければならないということから、県の補助金をいただくものでございます。

それから、未就学児均等割、これについては国保のほうの関係になりますので、今回7,000円の増額という内容でございます。

それから、16款2項2目民生費県補助金ですが、247万5,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては生活保護世帯、住民税非課税世

帯に対します灯油購入費助成事業を今年度取り組むということでお願いするものでございまして、これは県の補助金をいただいて実施をするということで、県のほうの12月議会には提案されているという状況でありまして、対象としましては990世帯分でございます。その2分の1をいただくということでございます。

それから、3目衛生費県補助金であります、32万6,000円。これにつきましては、先ほど国庫補助金のほうで説明をさせていただきました屈折検査機の県の補助金ということでございますので、よろしく願いいたします。これ4分の1をいただくものでございます。

それから、16款3項1目総務費委託金の関係であります、5,000円の追加をお願いするものでございまして、内容といたしましては令和6年度に農林業センサスを実施することになっておりまして、その準備経費として5,000円を受けるという内容でございます。

それから、50ページ行っていただきまして、18款1項1目指定寄附金の関係であります、このたび5万円の寄附をいただきましたので、その分を増額させていただくという内容でございます。内容といたしましては、去る11月7日の日にコスモ・パワーさんから子育て支援にということで、指定寄附をいただいたものでございます。

それから、19款1項1目国民健康保険特別会計繰入金234万2,000円でありますけれども、これにつきましては、令和4年度事業確定に伴います事務費繰出金の返還金ということになってございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、51ページをお願いしたいと。すみません。説明代わります。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、議案書51ページをお願いします。歳出に移りますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費48万2,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に伴う議会事務局員2名分の給与及び職員手当等になります。それから、国の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月額を0.1月引上げによる議会議員の期末手当によるものとなっております。

説明代わります。

総務課長（田中國明君） 続きまして、では2款1項1目一般管理費の関係であります、246万8,000円の増額をお願いするものでございまして、内容といたしましては先ほど条例改正で説明をさせていただきました人事院勧告、それから新潟県人事委

員会勧告に基づきまして特別職及び一般職等の関連経費をそれぞれ増額をさせていただくという内容となっております。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、54ページをお願いしたいと思っております。2款5項1目統計調査総務費の関係であります。21万8,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましても人事院勧告、新潟県人事委員会勧告に基づきます関連経費の職員の人件費の増ということでございます。

それから、2目経済統計調査費であります。5,000円の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては先ほど歳入でご説明をさせていただきましたが、令和6年度農林業センサスがあるということで、この準備経費としてそれぞれ5,000円の増額をお願いするという内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明のほう代わらせていただきます。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、続きましてページのほう少し飛んでいただきまして、60ページになります。60ページのほうお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。こちらのほう30万5,000円の補正をお願いするものです。説明欄のほう御覧ください。こちらのほう先ほど来説明ございましたけれども、今回人事院勧告、また県の人事委員会勧告に基づきます人件費のこちらは増になります。

その下、今度3目になります。3目農業振興費になりますけれども、こちらは107万7,000円の補正をお願いするものです。右のほう、説明欄を御覧ください。農業振興事業費ですけれども、こちらと同じく県の人事委員会の勧告、また人事院勧告等による増になりますし、併せまして今回職員の転居がございましたので、住居手当と通勤手当の増減整理のほうをさせていただいてございます。

次になります。次のページ、61ページのほうにお進みください。61ページでその他事業になります。その他事業ということで、今回18節の負担金補助及び交付金ということで、2項目こちらお願いするところでございます。まず、上のほうになりますけれども、大口径ライフルの射撃場の整備負担金、こちらにつきましては当初予算時にもご説明いたしました。当初矢代田で予定していたものが現在角田山付近のほうに場所を移した中での建設を今行っているところでございます。今回の補正の理由といたしましては、資材の高騰、また安全対策のための設計変更がその主な理由となります。

その下、電気柵の購入の補助金で、こちら15万円になります。こちらにつきまし

ては、当初電気柵の補助は農業者の方限定で予算計上してございましたけれども、今回家庭菜園をされている方からもご要望があり、また被害も出ているということもありまして、こちらのほうを拡充するために今回補正のほうお願いするものです。

今日当日の配付となって申し訳なかったのですけれども、資料ということで、資料ナンバーの2の1と3ということで、大口徑ライフル射撃場の整備計画及び負担金について、また現在の有害鳥獣の対策全般についてということでそれぞれ補正の部分に関わりますので、そちら説明のほうさせていただければと思いますので、お手元の資料のほうご用意いただければと思います。説明のほうは係長のほうに代わりますので、よろしく願いいたします。

農林係長（長谷川 暁君） 私のほうから大口徑ライフル射撃場の建設費負担金に関する資料ということで、まず資料ナンバー2の1を御覧いただきたいと思います。この大口徑ライフル射撃場につきましては、もともと令和2年になりますが、その頃からライフル射撃場を建設するというので、田上町としても設計費用に係る負担ということで、令和2年度に10万円ほど負担をしております。整備に係る事業者につきましては、一般社団法人の新潟県猟友会、また国の交付金を使いますので、新潟県広域被害防止協議会というものをつくりまして運営をしております。

当初の予定ですと、令和4年度に設計を行って、令和5年度に建設工事を行うというものでして、その下の2番の建設工事に係るこれまでの経緯というところを御覧いただきたいと思います。令和4年12月になりますが、協議会の総会の中で当初設計に係る事業費ということで説明がありました。令和5年2月から3月の話になりますが、当初設計に係る関係で、標的の交換をする際に利用者の安全が確保できないということが分かりまして、その関係で設計を変更するということとなりました。

関係する資料が資料ナンバー2の3と2の4の図面を御覧いただきたいと思います。A3横のカラーで作ってありますライフル射撃場の上から見た図面になります。まず、資料ナンバー2の3になりますが、これは令和4年12月時点の変更前の設計図面となります。図面の右側に射撃建屋がありまして、各50メートルごとに標的1、標的2、標的3、標的3が建屋から150メートルの距離になります。その脇にバックストップということで、弾の着弾地点が設けられてあります。当初の設計ですと、この射撃建屋から標的1、2、3にそれぞれの的を交換するに当たりまして、利用者の方が屋根も壁もないところを歩いて行って交換をするような設計となっておりますが、ほかの利用者の方がいらっしゃって、もし弾がそれて跳弾が発生したとき

に、弾の交換する方の安全面が確保できないということ。またライフル射撃場は比較的冬場の利用が多いということとして、射撃建屋から標的1、2、3、特に標的3になりますが、ここまでの移動の際、屋外を歩きまして、急勾配の階段を下りて標的3まで行くというような設計となっております。こういう部分を考えた中で、それでは利用者の安全確保できないということで、令和5年4月、資料ナンバー2の4になりますが、変更後と書かれてある図面のほうに変更となっております。何が変わったかといいますと、射撃建屋1から標的1まではそんなに変更はないのですが、標的1から3のところ、ここの部分、赤で小さく書いてありますが、ボックスカルバート、コンクリート製の箱の構造物なのですが、これでトンネルを造りまして、そのトンネルの中をくぐって標的2、標的3へ向かうというような仕組みとなっております。こうすることによって、ほかの利用者からの跳弾による危険性が減るということもありますし、急な階段を上り下りするというような危険性も防げるということで変更がされております。これらの変更と、あと資材費、人件費の高騰、あと諸経費率の変更によって、全体の建設費が4,840万円増加となっております。

すみません。資料2の1に戻っていただきたいと思います。資料2の1の裏面を御覧いただきたいと思います。上段、令和5年5月から6月にかけてであります。入札用に設計をしたところ事業費が全体で4,840万円増加となったことです。これに対しまして、本来であれば建設費、国の補助が2分の1入りますので、ここの負担を国に協議したということなのですが、予算の関係上、国からの追加交付はできないというような回答をいただいたということです。5月23日の段階に協議会の総会が開かれまして、この事業費の増加及びその負担割合について各市町村に協議会の事務局から説明がありました。

その説明に対する3番の事業費増嵩に対する負担額ということで、増嵩額が4,840万円。これに対して国の補助がありませんので、残った全体を市町村が2分の1、県が3分の1、猟友会が6分の1を負担するということの説明がございました。今回猟友会の負担はないという、県が全部持つということです。実質市町村と県が2分の1ずつ持つというようなことになります。

4番、市町村間の考え方としましては、今までの負担金の決め方もそうだったのですが、まず均等割ということで、各市町村の額の2分の1を30市町村で均等に割ると。残り平等割ということで、残りの2分の1を第1種銃猟免許所得者の数で案分するというような形になります。これに基づいて計算をすると、田上町の追加で負担する額については45万1,000円増となりまして、今回この額の補正をお願いします

るというものになります。

また、今後のスケジュールとしましては、令和5年8月31日、協議会の中で意見集約がされまして、全市町村から特に異論はないということで集約となっております。9月に入りまして、猟友会のほうで入札、また建設工事業者の決定がされまして、年度内に建物を竣工する予定となっております。また、供用に対しましては公安委員会の指定があった後になりますので、令和6年4月以降に運用がされるというふう聞いております。

資料ナンバー2の2につきましては、県内市町村の負担額の一覧ということで載せてあります。このところ、一番下のところになります。当初分ということで、ここで3,300万円、これが当初予算になります。令和5年度の当初予算の割合になりますし、その隣、追加分ということで2,420万円、これが今回補正をお願いするというような中身となっております。

では、資料ナンバー2に関しての説明は以上になります。

続きまして、資料ナンバー3を御覧いただきたいと思っております。資料ナンバー3ということで、現在の有害鳥獣対策についてということでまとめてございます。まず、やっている対策としまして1番、電気柵等設置への補助ということで、まず農業者に対する補助につきましては令和5年4月行っております。この部分について補助額が2分の1、上限5万円、予算額25万円で見っております。今回農業者以外、個人の方への対する補助ということで、12月補正対応の部分を書かせていただいております。補助率2分の1、上限が3万円、予算額が15万円ということでお願いするものでございます。

続きまして、2番の猿個体群の状況把握ということで、今現在GPS首輪を年長の猿に装着しまして、頭数とか行動ルートの把握を行っております。関係する資料につきましてはその次のページ、資料3の別紙からになります。資料3の別紙につきましては、GPS首輪の装着に係る経費ということで、話の発端としましては9月の段階、長岡技術大学の山本先生から新しい首輪がどうも業者から発売されるということなので、それについて実証実験できそうですけれども、どうですかというようなお誘いがございました。それに基づいて10月に実証実験ができるというような確認を取った後、猿の捕獲に入りまして、11月15日の日、小屋沢のところで猿が捕獲されております。その猿につきましては、業者から来ていただきまして、11月20日の日に首輪を装着して放しております。それ以降インターネットで状況、行動範囲の確認をしております。

その部分につきましては、資料の一番後ろにつけてありますA4のカラーの地図つけてございますが、そちらを御覧いただけますでしょうか。この地図につきましては、11月20日の午後3時から12月11日、昨日の午前9時までの行動の範囲を印刷してきたものになります。資料の上が11月20日、黄色のところになりますが、ここをスタートとしまして、猿がどんどん、どんどん動いていて、今田上から加茂の狭口の辺りまで行動範囲があるというような形で示されています。この赤い点につきましては、猿の昼間の1時間ごとの点になりますし、青い点につきましては日没後の猿の1時間ごとの捕捉地点になります。最新の情報につきましては、緑の四角で示されるというような仕組みとなっております。今現在、今首輪つけている猿につきましては、加茂方面行き来しているような状況で、田上には入っていないというような状況になります。その間田上町内で猿の目撃情報とか特に寄せられていませんので、この行動範囲を見ると田上に来る猿については今捕捉している1群なのかなというふうに産業振興課でも考えているような状況です。

説明は以上になります。

産業振興課長（近藤拓哉君） 引き続きまして、7款商工費のほうご説明いたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございます。こちら説明欄のほう御覧ください。商工総務事業費ということで、62万7,000円の補正をお願いするものです。こちらにつきましても人事院勧告、あるいは県の人事委員会の勧告による増でございます。また、こちらのほうも職員の転居等によるもので、今回住居手当の部分が増額という形になってございます。

説明のほう以上になります。説明のほう代わります。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 続きまして、62ページのほう御覧ください。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費であります。107万1,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、道路橋梁総務事業であります。内容につきましては新潟県人事院勧告及び人事委員会勧告に基づく職員給料等の人件費の増額をお願いするものであります。

続きまして、3項都市計画費、1目下水道事業費であります。27万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、下水道対策事業であります。この内容につきましては新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う関連経費の増額であり、下水道事業特別会計への繰出金の増額をお願いするものであります。

説明は以上となります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 有害鳥獣対策の……

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ページ数を言ってから言ってもらっていいですか。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） 有害鳥獣対策の資料ナンバーの3、猿に位置情報を把握できるものを取り付けて、先ほど航空写真で猿の位置が示されたものでございますが、こういうデータに関しては公表されていますでしょうか。もしくは公表する予定がありますでしょうか。例えば町民が誰でも今猿がどこにいるかとか、そういうのを情報を得ることができるようになっているのか。

農林係長（長谷川 暁君） 猿の状況につきましては、特に今公表しているということはありません。ただいま運行試験中でして、業者から今はインターネット上で見るというような状況となっておりますが、また4月以降例えばアプリを導入するとか、そういう話もありますので、運用は変わるかもしれませんが、もしご希望の方がいらっしゃればこれが見れるような登録をいたしますので、希望者につきましては公表する、お見せするというところで考えております。

総務産経常任副委員長（青野秀幸君） ありがとうございます。それもいいと思うのですが、できれば町のホームページなりで誰でもそこを見れば分かるというふうなことがいいのかなと思います。農業者の方とか、山へ出かけるような方って猿がどうなのかなという情報はあったほうがいいと思いますので、できればそういう方法をしていただくことを求めます。

以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの青野委員のご提案だと思うのですが、その辺の部分含めまして、具体的な運用がまだ決まっていない部分ございますけれども、せっかく今回新しくいい情報入ることが分かりましたので、積極的に外に出していけるような格好で臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

12番（椿 一春君） お願いします。私、大口径ライフル整備工事の資料について質疑いたしますが、工事が増えて補正になったのは全然いいのですけれども、そもそも令和2年のときにつくられて、設置の目的が、一番下のほうですけれども、将来にわたって大型獣を捕獲する体制づくりをするということになっているのですが、今

裏のほうの免許を持っている方、県内で2,323名、そのうち田上町で9名いるのかなというふうに取り上げたのですけれども、免許を持っている方も大分高齢化になってきているというのも聞いておるのですけれども、もしこれ銃、大きければ熊が出ておるとかなっているのですけれども、捕獲のためにいろんな近郊の方から、猟銃の方から協力願って、今加茂と田上で一緒になってやっているようなのですけれども、そのほかもっと若い新潟市ですとか、そういった方からも必要に応じて捕獲の手伝いをしてもらうような、そういったことを目的とした新潟県広域猟友会、協議会というものが設置されているのか、そこを再度確認したいです。お願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの椿委員のご質疑にお答えいたします。

今回の協議会、これにつきましては、あくまでもライフル射撃場の建設の部分に当たっての主体ということをつくった協議会というふうに聞いております。ただ、国のほうでも当然有害鳥獣に関しては市町村またぐ感じは当然ありますので、その辺広域化のほうを試行しているということで、国のほうでも考えているところなのですけれども、まだ具体的な、そこまでのところの動き出しにはなっておりません。

以上です。

12番（椿 一春君） 分かりました。ライフル場工事をするためのもので設置したという目的であるのですが、やはりこれから将来見据えて、せっかくなので、有効に免許を持っている方々が連携し合って鳥獣対策に活躍できることを県のほうにも提案して、また協議会の中でも提案して、有効になるように進めていただきたいことを要望しておきます。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの椿委員のご質疑、ご提案の部分ですけれども、この協議会も含めまして、農業の団体の集まり結構ございますので、そういった場を通じた中で広域の部分での連携の部分の話のほう、私のほうから、あるいは担当のほうからもしていきたいと思っておりますので、今後心がけていきたいと思っております。

以上です。

12番（椿 一春君） よろしく申し上げます。

あと、それからもう一件ありまして、電気柵についてなのですけれども、地元の農業者仲間ですと半分補助が出る、補助が出るという、結構な方々が設置されているのですけれども、上限5万円というのが分かって設置されたのかどうかというのが疑問なところあるのです。本人たちは半分出るからといって積極的につけたのですけれども、実際に規模にもよると思うのですけれども、その辺で、5万円で終わりかなんていうような、そういった声は聞こえているものなのか、分かること

ろで教えてください。

農林係長（長谷川 暁君） 電気柵の関係でお答えします。

今現在農業者の方に電気柵の設置ということで、今3件上がってきておまして、設置の面積、あと段数にもよりますが、10万円から大体16万円ぐらいかかっている、それに対して5万円の補助を行っているというようなことになります。椿委員言われたもうちょっとというのが、正直そういう本音の部分についてはまだこちらのほうでは聞こえてきていないというような状況です。

14番（高橋秀昌君） 今椿委員の質疑に関連してなのですが、電気柵についての10万円から15万円という言い方をしたが、高さがどのくらいで、長さがどのくらいで、各メーカーほぼ同じ価格だと思うのだが、その価格の状況をちゃんとつかんでいるかどうかを知りたい。つかんでいるのであれば、資料なども用意して示してもらいたいと思うのです。椿委員の言っている、実際に利用者の人たちの言っていることが妥当かどうかというのは我々は提供する必要はあるわけだ。そういう点ではあなた方が責任を持ってその資料を出すという義務があるはずなので、その点1つ要請するが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員のご質疑の部分にお答えいたします。

今日すぐというのは難しいですけれども、でき次第ですけれども、電気柵の価格の状況については資料のほう後ほどご提供のほうさせていただければと思いますし、併せて先ほど今実績で3件今回交付のほうさせていただいております。その3件の方に直接もしであればお話のほうもお聞きして、どういった状況なのか、そういう椿委員のようなお話があるのか、それらも含めてお話のほうヒアリングしてみたいというふうに思っております。

14番（高橋秀昌君） その3件でいいので、高さが何メートルで、長さが何メートルで、購入価格が幾らか、それぐらいはつかんでいるはずなので、報告してくれますか。

農林係長（長谷川 暁君） では、今申請がありました3件の実績についてお話しします。まず、1件目につきましてが高さが大体1メートルから1メートル50の間、段数が5段であります。5段で長さが100メートル。これで事業費が約10万円。

2人目としましてが高さが8段で、8段ですと高さが大体150から2メートルの間の高さになります。延長が120メートル。これで事業費が16万円。

3件目になりますが、同じく高さが8段で延長が130メートルで事業費が15万3,000円ということで、この3件今申請が上がってきて、交付が終わっているというような状況になります。

14番（高橋秀昌君） そうすると、町の財政上の問題もあるのだけれども、今私が極めて重視しているのは猿の餌を手つけさせないというこの作戦、全体としての戦略をどうつくるかということが非常にポイントだと思うのです。そのためには全部皆さんが被害者なのだから、町ではそんなに出せないよというのでは私は猿の被害は実際には抑えられないと思うのです、ここまで来ると。何が言いたいかというと、徹底して猿被害を抑えるという作戦を取る必要がある。もちろん財政が田中課長握っているので、産業振興課が言ったから、はい、はいとは言わない。ならないと思うが、そのこのところを詳細な立案する必要があるのだ。それがないと総務課や町長を説得できない。そのこのところをひとつしっかりと、電気柵有効だということ聞いていますし、実際にユーチューブなどで見れば明らかに有効だということが分かりますので、そこを1つ指摘しておきたいと思います。

それから2つ目、A3におけるGPSをつけたという成果が極めて良好に出た。たしか町長がほかの議員の方の一般質問にGPSを設置することについても検討したいと言ったのが、おそらく1年か1年半前の話なのです。ようやくにしてそれができたということは、極めて今後の対策に有効だと思うのです。

そこで伺いたいのは、GPSで見れるからといって喜んでいるわけではないのだ。大事は点は、この動きを通じて田上に入ってくるルートが見えてきたわけでしょう。これだけなのだけれども、恐らく来年の春になるともっといろいろなルートができるのだらうと思うのですが、一定のルートが分かるようになった。しかも、恐らくこの白い点線のところで、加茂市から田上に入ってくるこのルートの点線は、恐らく加茂、田上の境界線だと思うのです。これ恐らく川船の茗ヶ谷の一番奥、町の調整池の辺りではないかと私は想像しているのですが、間違いないかどうかを確認したいということが1つ。そうすると、極論を言えばこの境界のところで網張るという手があるのです。網張るって電気柵という意味ですが、それで中に入れないう。荒っぽい作戦だけれども、可能性としてはどうかというのは見ています。この写真が600分の1、1,000分の1だと相当長くなってしまうので、難しいのだけれども、600分の1ぐらいでしょうか。だとすればここで止められないかというのが1つ。そうすると、もし止めることができれば、各農業者や各家庭の野菜をそれぞれ電気柵で囲わなくても抑える可能性が出るのです。これあくまでも机上の論理の話だ。つまり何が言いたいか。そういった政策をつくる必要があるということです。そして、試すことが必要だと思うのです。

そこで、そんなことを言ったってお金かかるでしょうということなのですが、私

は沢野事務所から資料頂いたのですが、これによると新潟県は例えば刈り払い、緩衝地帯つくるのに請負施工の2分の1以内で補助を出すのです。直営工事でも、直営の施工でも2分の1以内出す。それぐらい害獣対策には、県はそれなりの補助を出して用意していることが分かりました。こういう点も、まずあなた方が県がこういう補助制度つくっているということを承知しているかどうか、そのところも含めて伺いたいと思いますが、何点か質疑したことについてお答え願います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員のご質疑にお答えいたします。

何点かあるということだったので、順番に答弁いたしますけれども。まず1番目、猿に餌を手をつけさせない徹底した案を考えてほしいということで、今まさに新年度予算に向けて、今課内、あるいは財政のほうと話をしている段階でございますので、今回GPSつけた関係もございまして、その辺徹底した考え方、案のほうを今つくっているところでございます。

2点目になりますけれども、GPSの装着、ようやくにして今回できたところでございまして、行ったり来たりするのが分かって、それで終わりではないというのは私も当然だと思います。これを基にした中でどういった施策、やり方ができないかというのを今ちょうどそれも併せて考えているところでございますので、今ほど委員のほうであくまでも机上ではあるがというようなお話もありましたけれども、その辺も含めまして今後GPS、こちらを有効に使いながら対応のほう考えていきたいと思っております。

また、その次になりますけれども、県のほうで行っている事業、1つとして今委員のほうからお話ありました新潟県のやぶ刈り払い等の環境整備事業、こういったものもございまして。県のほうでも今回特に熊の被害が非常にずっと続いているということで、緊急的にまた市町村のほうへの案内のほうも来ておりますので、これ既に時期がここまで来ておりますので、今年やるのか、また来年になるのか別といたしまして、県の事業もあるわけですので、有効に活用した中で対応のほう速やかにしていきたいというふうを考えてございます。

以上です。

14番（高橋秀昌君） ぜひあなた方が立案したら、総務産経常任委員会などで皆さんと議論して、お互いに切磋琢磨をして、よりよいものの方向をつくっていく必要があると思うのです。悪いけれども、事務方だけの理論だけだと現場に合わないというのを感じるが多々ありますので、よくするための意見というのは批判ですから、批判を受けてこそいい案ができるので、もちろんそのことに財政的な保証がつくか

どうかは別問題としても、全体としての案を完成させていく、この冬のうちにということ提起しておきたいと思います。

それから、もう一つのは最大限県の補助、残念ながら国の補助は私まだ探していないのだけれども、最大限県や国の補助をいかにしてへ理屈こねて活用するか、これはポイントです。そこはぜひ拡大解釈も含めて、あるいは県の担当者を説得することも含めてぜひ検討してもらいたい。

それから、この地図上で見ると、ほとんど加茂の地域を往復している姿が見えます。これは、恐らく私の想像ですが、11月に入ってからなので、田上の桃ないよね。食べ物がどんどん減っているということが主な理由だと思うのです。彼らは11月20日にPM3時に発見したのは、これ恐らく数字で67と書いてあるところ、県道村松田上線です。それを越えて入ってくる。その手前ということになると、恐らくこれ桃団地のところを通過してきているはずなのです。餌を探しにきているということは、この写真からでも見えるのです。だから、対策は、人間の知恵のほうが絶対上なので、研究すれば彼らの嗜好性が見えてくるはずなので、ぜひGPSによる解析を繰り返し繰り返しやっていくと。冬の間というのは彼らは山に籠もって、それでも餌を食べるらしいのです。餌を食べるといことはどういうことかといえ、山の奥へ入るよりも、多分民家に近いほうが餌があると判断しているから、この辺いるのだと思うのだけれども、そういう辺りも研究材料として、彼らの思いをこっちが先つかんで対策を取るといことをぜひやっていただきたいということを強く求めておきたいと思いますが、課長の答弁お願いして私の質疑終わります。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。当然我々の考えだけでは足りない部分がございます。また、皆様からこういった案はどうだろう、こういった取り組みをしているところがあるということをいろいろ教えていただきながら、より有効な策のほうを練って、実践のほうに向けていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、補助の関係ですと、県、あるいは国の補助、こちらにつきましてもできる限り、町のほうは財政の関係もありますけれども、こういったメニューがあるのかも今調べておりますけれども、それらできる限り活用した中で、今後進められるものは進めていくというような考えでございます。

あと、一番最後になりますけれども、GPSで今拾った地図のほうになりますけれども、今ほとんど加茂にいます。私も見て意外だったのがもっと山奥のほうにいるのではと思ったのですが、意外と人里、本当に山裾に近い位置にいるということ

が分かりました。そういったのも今回GPSつけたことによって分かった部分になりますので、今後ずっと定期的にデータのほう収集していきますので、また専門家の方等にご意見いただきながら、対策のほう練っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 今、ごめんなさい。私の理解が間違ったのですが、この今のGPSは1つの群れだよ。だから、これ複数つけていくことも考える必要あるかなと思っています。本当に1つの群れであれば対策も割りと楽なのですが、複数になるとまた複雑の対策取らなければならないので、彼ら群れと群れとの縄張があるものですから、そうした複数のものであったらまた複雑になるので、ぜひそこら辺ももう一個つけていくということも含めて検討対象にしてもらいたいと思います。

ごめんなさい。終わります。

8番（渡邊勝衛君） 私からも電気柵の関係でございますけれども、3番目のところで今12月11日現在で設置数が3個というような状態で明記されておりますけれども、これを5個とか6個につけることが今の状態では可能か不可能か聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 資料を、すみません。いろいろ出して申し訳なかったのですが、確認なのですが、有害鳥獣対策のほうの通りのほうでしょうか、それとも電気柵。

8番（渡邊勝衛君） 電気柵を追加することはできるかできないか。今設置数が3個というような状態で、昨日の現在でやっているわけなのだけれども、これを5個とか6個と約倍ぐらいに設置ができるのか聞かせて。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 渡邊委員、今電気柵の話。

8番（渡邊勝衛君） うん。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 電気柵なのだよ。

8番（渡邊勝衛君） 電気柵。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 電気柵が今3個申請があって設置しているけれども、それを増やせないかということ。

8番（渡邊勝衛君） そうそう。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） それは、申請があれば増やせるということではないのか。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません。私のみ込みが悪くて、申し訳ありません

でした。電気柵のほうですけれども、予算枠25万円ということで、今現在3件の15万円。そうしますと、差引き今2件残っている状況です。今後の部分で、今後これから冬に向かっていきますので、あまり要望ないのかなという気はするのですが、要望が来た段階でご相談させていただいて、また財政のほうと協議いたしまして、必要に応じてその辺の部分対応のほうさせていただければと思います。

8番（渡邊勝衛君） それで、猟友会の方が一生懸命になって動いているわけですが、できる限りやはり猟友会と相談しながら、実は小屋沢のところ、私の柿の木があったところなのでございますけれども、やはり非常に皆さん一生懸命に猟友会の方が頑張っておりますので、何とかして数の確認のために、例えばGPSをつけていただくような状態をお願いしたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 渡邊委員、今おっしゃっていることは、電気柵は3件なのだけでも、今答弁の中でまだ予算があるから、つけられますと。今最後のお話というのは今度GPSの話になって、GPSはどういう、もっと増やせということですか。

8番（渡邊勝衛君） いや、例えば、いいですか。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） はい。

8番（渡邊勝衛君） 捕獲した場合、当然GPSを使うような状態になるわけですね。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） いや、分からない。

8番（渡邊勝衛君） 今回の小屋沢で押さえたやつは、捕獲したやつはそこでGPSつけたわけなのですけれども、GPSをつけることによって、非常に猿の位置が分かるということなので、なるべく捕獲した場合またGPSをつけていただきたいと思えます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） そういう意味。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの渡邊委員のご質疑お答えいたします。

今回実証実験ということで、事業所のほうからの協力も得て設置しましたが、新年度予算に向けて、数の増設のほう予算計上したいということで今考えてございます。ただ、おりのほうに入ったら必ずGPSをつけるというわけではなくて、例えば雄、雌で言えば雌、ある程度大きいものでないとなかなか、よくボス猿と言ったりしますけれども、そういったものにつけないと結果的に有効ではないというのがありますので、場合によってはおりに入ったのだけれども、それにはつけないというケースもございます。今回たまたま入ったのが割と体も大きくて、それに適する

猿だったということにつけさせてもらったという、その辺の経緯もございます。

以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ついでに今猿の話、GPSつけたということなのですけれども、捕獲するのに、イノシシ、熊というのは今捕獲を目指しているわけだよね。こういった個体についてもGPSというのはつける段取りなのか、その辺も併せて聞かせてもらいたいんだけど。

産業振興課長（近藤拓哉君） 猿のほうは今のよう動きをしているところですが、イノシシ、熊については今のところそういったものの想定はしてございません。

7番（藤田直一君） データいつまで、猿につけたデータは、今試験的だというお話でした。いつまで試験データとしては取っていくのか。先ほども高橋委員からも話ありましたが、1頭でいいのか、それともこれから捕獲されるものにつけるのか、その辺の判断もあるのでしょうかけれども、いつまでデータを取って、最終的にはそのデータを基に次の対策を考えるという段階を踏んでいくのでしょうかけれども、ぜひいつまで取るのか聞かせてください。

農林係長（長谷川 暁君） 今回つけた首輪につきましては、実証実験ということで、首輪の費用、あとその運用に係る費用が今のところ無料というような形になっております。この個体につきましては、例えばその首輪については生きていうちに回収は難しいですので、この部分についてはずっとこのままの運用ということになりますし、もしまた次首輪をつけるということになれば、その部分については有償になりますし、運用費もかかってくるというようなこととなります。今回の分については特に費用かかりませんし、ずっとこのまま監視を続けていくというような状況です。

7番（藤田直一君） データを基に追跡していくのは分かりました。でも、ある程度期限を持っているわけでしょう。いつまでにこのデータを基として、次の対策を考える前提でいるわけでしょう。違いますか。あくまでもデータ取りで終わるわけではないですよ。その辺聞かせてください。今後、だからデータを今取って、いつまでに大体データを取って、今後次の対策をどういうふうにするか、それぐらいある程度期間が皆さんの頭の中にあるとは思いますが、もしあればお聞かせください。意味分かります。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど藤田委員ご質疑の部分、今後の多分スケジュール的な部分かなというふうに思うのですけれども、具体的に例えば2年、3年といったようなところはまだ考えていないのですが、今つけたこの首輪自体、電池の寿命

の部分があって、今回皆様にお配りした資料、地図の前のところに今回の製品の概要が掲載ございますけれども、こちらのほう見ますと大体約1年間の運用可能、条件によってはもう少し延びるといふふうになってはいるのですけれども、2年、3年といった形で意外と長くもたないといったのがどうもこの商品のようです。そうなると、今回捕獲してつけましたけれども、恐らく再度捕獲してつけないとなかなかデータの蓄積はできないのかなというふうには考えておりますが、いつまでといったその終わりのそこまでは、すみません。今考えていないのが正直なところですよ。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） これ見ると、太陽電池搭載により長期運用と書いてある。要は今の説明というのは、太陽電池が搭載されていないから、1年ということなのですか、これ。その辺もよくしないと。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません。説明が十分ではない。申し訳ございませんでした。充電なしというわけではないのですが、大体お話聞くと、いる場所が日の当たらない場所にいるのがほぼほぼなので、そうすると結果的にはあまり期待できないということですので、短めというふうに私答弁したところでございます。

7番（藤田直一君） 今課長のお話聞いていますと、無料だからつけました。ただし、無料だからつけて、試験的なデータは今見ていますけれども、それをどういうふうに関後活用をして、次の対策を考えていこうかなというのはまだ頭の中にはないということでもいいのですか。そういうことですか。ぜひそれはそれで頭の中にあつたとしても、これだけいいデータを取って、無料だからやりました。でも、この後はお金がかかるから駄目ですとか、そういうことのないように、皆さん被害をどうやって食い止めようかというので四苦八苦しているわけですから、このデータを参考にして、次の政策をどういうふうにするかをぜひ早いうちに出していただきたいと思ひます。しっかりと申し上げておきます。

以上でいいですよ。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかございませんでしょうか。

では、ないようですよので、議案第47号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第48号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 議案書73ページを御覧ください。議案第48号 令和5年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,185万円とするものでございます。今回の補正は、新潟県人事委員会勧告

及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う関係経費の増減整理を行うものでございます。

議案書78ページのほう御覧いただきたいと思います。歳入であります。4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金であります。27万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、内容につきましては新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う増となる人件費分を一般会計のほうから繰り入れるというものでございます。

それから、議案書のほうは79ページのほう御覧いただきたいと思います。歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。12万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、下水道事業の関係ですが、内容については新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等、人件費の増額をお願いするものでございます。

それから、続きまして2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費であります。15万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほう御覧いただきたいと思いますが、公共下水道事業の特環、汚水の関係であります。内容につきましては新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等、人件費の12万4,000円の増額をお願いするものでありますし、次のページになりますが、公共下水道事業、公共、雨水の関係でございます。そこで新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等、人件費の2万6,000円の増減整理をするものでございます。

下水道事業会計につきましては以上でございます。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第48号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第52号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 議案書のほう117ページのほう御覧いただきたいと思っております。議案第52号 令和5年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）であります。今回の補正は、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等、人件費の増額をお願いするものでございます。収益的支出の水道事業用補正予定額を23万円増額し、2億6,779万3,000円とするものでありますし、資本的支出の補正予

定額を19万6,000円増額し、9,413万9,000円とするものでございます。

議案書のほうですが、119ページのほう御覧いただきたいと思えます。支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、2目総係費でございますが、補正額23万円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料改定に伴う手当等、人件費の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案書のほう120ページのほう御覧いただきたいと思えます。1項資本的支出、1項建設改良費、3目事務費でございますが、補正額19万6,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に基づく職員の給料等、人件費の増額をお願いするものでございます。

水道事業会計につきましては以上となります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。

ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第52号に対する質疑は終了いたします。

これより承認第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第37号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり決定しました。

続きまして、これより議案第38号について討論に入ります。ご意見のある方、ご

発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、議案第38号について反対の立場から討論に参加します。

これは、議会議員の一時金を引き上げるもので、額自体は僅かなものであります。私自身は、議会議員の報酬は低過ぎれば低いほどいいなどとは考えていませんし、一時金を出す必要はないとは考えていません。それにふさわしい、その時代にふさわしい報酬と一時金は必要だと考えています。しかしながら、残念なことに、住民のこれ支持を得ることができませんでした。これは、大本で言えば国があんな政治をやっていて、大きな世論で首相さえも値上げ分を国庫に返さなければ駄目だという事態が起こっているように、我々地方議員が公務員と同率にしてもらうのを、本当に甚だ残念なのだけでも、残念ながら住民の皆さんは区別して対応することができる情報が与えられていません。田上町の議会議員は、佐野町長の下で本当にけんけんがくがくと議論を行って、一步でも二歩でも前進させるための議論してきましたので、それにふさわしい報酬や一時金をアップするのは必要だと考えていますが、残念ですが、住民の支持を得られていないということから、これについては賛同できないという態度を明らかにしたいと思います。

以上です。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかにご意見ございませんでしょうか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

起立多数であります。したがって、議案第38号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第39号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、議案第38号と同じ視点から、これについて賛同できない態度を明らかにしたいと思います。

1つは、執行ですので、佐野町長誕生して以来、県央地域への医療の問題や原発の問題では住民の側に徹底した立ったという特徴的な優れた側面があることは承知しています。しかしながら、残念なことに住民の支持を得られていないと判断せざるを得なくて、賛同できないという態度を明らかにしたいと思います。

終わります。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ほかにご意見はございませんでしょうか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） ありがとうございます。

起立多数であります。したがって、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第40号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第41号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第44号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号

は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第52号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小野澤健一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第52号

は原案のとおり決定しました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。

請願の審査が残っていますが、一旦休憩した後に行います。

午前11時39分 休憩

午前11時48分 再開

総務産経常任委員長（小野澤健一君）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第3号を議題といたします。

この件につきましては高橋委員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いをいたします。

14番（高橋秀昌君） 請願者の請願の趣旨や意見書案、それから救援新聞による再審法改正に賛同しますや、さらに採択議会150を超えるという資料は皆さんのところに既に配付しておりますので、ご精査いただいたと思います。この点で特徴的なのは、救援新聞などで再審法改正に賛同しますというのは、自民党も含めて全ての会派、党派からの賛同が寄せられているという。これは、日弁連の弁護士の会合の記事であります、そういうのがあるということで、まさに党派を超えた要望になっているというふうを受け止めていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願ひします。

ないようですので、請願第3号に対する質疑は終了いたします。

これより請願第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願ひします。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号は採択と決定しました。

それでは、意見書（案）を配付願ひします。しばらくご自席でお待ちください。

（意見書（案）配付）

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 意見書がお手元に届いたと思いますが、意見書

の内容についてこれでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長（小野澤健一君） 異議ありませんので、この意見書の内容で本会議に提案をいたします。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 57 分 閉 会

田上町議会委員会条例第 27 条の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 12 月 12 日

総務産経常任委員長 小野澤 健 一